

## 道祖本保育所三者協議会（第5回）会議録

### 1 日 時

平成27年 2月28日（土） 午前9時00分から

### 2 場 所

道祖本保育所

### 3 出席者

- ・道祖本保育所保護者 7人
- ・社会福祉法人 とよかわ福祉会  
理事長 他3人
- ・保育幼稚園課  
中井課長、小西参事、北川副主幹、千葉所長

### 3 案件

- (1) 合同保の実施状況について
- (2) その他

### 4 発言要旨

( 市 ) 皆さま、おはようございます。

本日は、公・私、お忙しい中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは早速でございますが、これより、第5回の三者協議会を始めさせていただきますと思います。

議事進行につきましては、三者協議会の議長であります、中井保育幼稚園課長をお願いいたします。

( 市 ) それでは、早速ではございますけれども、会議次第に沿いまして進めさせていただきます。

合同保育が始まりまして、2か月が経過しようとしています。

この合同保育の実施状況について、まずご報告させてもらいたいと思います。

まずは、千葉所長から、合同保育の現状について、ご報告をお願いします。

( 市 ) 今、課長の方からお話がありましたように、合同保育が始まって2か月がたちました。2月の中旬までは各保育室の訪問に回っていただいて、3週目から固定でクラスの方にはいつにいただいています。

また、勤務の方も6時45分の勤務であったりだとか、19時15分までの勤務であったりだとか、職員と一緒にそちらの方もしているような状態です。固定で今入っていただいているので、少しずつ子どもさんの引き継ぎなどもさせていただいているような状態になります。

以上です。

( 市 ) ありがとうございます。

次に、重複するところもあるかもしれませんが、法人さんから、今の報告に対する補足や、留意されている点等がございましたら、ご報告をお願いいたします。

(法 人) 主任候補のIです。よろしく申し上げます。

ようやく一番の課題となっています子どもたちの名前も大分覚えてきてまして、時々私たちが間違えたら、「先生間違ってる。」といわれることがあったり、子どもたちの方から「先生、僕の名前知ってる。」と聞かれて答えると、「あ、覚えてくれてる、僕も先生の名前覚えるね。」と言ってくれるほほえましい姿を日々見ながら保育をさせていただいております。

送り迎えの時とか、子どもたちからも「僕の妹は何組さんにいる」とか教えてもらいながら、兄弟関係のところも少しずつ見えてきている状況に今はなっています。

2月中旬から一応何歳児は誰が引き継ぐとかという担当を決めておりまして、主に担当のものが、そのクラスに入って細かいところの引き継ぎを行っております。

ホームクラスは3クラスありますので、順番に、例えば3歳児の引き継ぎになったら今週はそらホームに入る、来週はたいようホームに入るという感じで1週ずつ順番に入っています。

乳児の方も1週間ずつ2グループありますので、今週はこっちのグループ、来週はこっちのグループというふうに子どもの関係をさらに深めながら引き継ぎを行っております。

引き継ぎ内容もアレルギー加配のことや除去食、配慮の必要なお

子さんの細かいところも聞きながら進めております。

クラスの先生たちが、ひとり、ひとりのお子さんの課題とか大事にしているところも一緒に引き継ぎさせてもらっています。

あとは、給食配膳につきましても、3月からさせてもらいます。なぜ3月からになったかというところでは、アレルギー加配とか除去食があるところで、あいまいなまま配膳すると、もしかして引継ぎ中に誤食が起こっては大変なので、お子様の状況をしっかり把握した上で、配膳の援助も一緒に行っていくことになりましたので、来週からはそういうところも、引き継ぎ行っていきたいと思っています。

3月からは保護者の方の希望で、面接の日程調整を行いまして、懇談を行うことと、新入園児の面接も入っていきますので、そちらの方も行っていきたいと思っています。

以上、報告になります。ありがとうございました。

(市) ありがとうございます。

ただ今、合同保育の現状について、報告いただきましたが、この件に関しまして、何か、ご質問等はございますでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) 大丈夫でしょうか。

それでは、最後に、「その他」といたしまして、今回の案件やこれまでの案件、その他でも結構でございますが、何か、ご意見・ご質問等がありましたら、うけたまわりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(市) そしたら市の方から少しご報告をさせていただきたいと思っております。

今、個人懇談ということで、23世帯の方から個人懇談のご希望をさせていただいておりますので、今、所長と法人さんの方で日程を調整させていただいて、ご希望をいただいている保護者の方に、個別に日程調整をさせていただいて、3月中に懇談をさせていただきたいというふうに考えておりますのでご報告の方をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(市) 今、懇談の関係もご報告させていただきましたが、それも含めて、何かいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) あの前回の時に、延長保育の時間が変わるというのをお聞きしたのですが、もし何か決まったらお願いします。

( 市 ) 公立の方の保育時間といたしますか、今、利用者負担の関係で議会の方に条例を上程してまして、そこで議決を得てからということになりますので、決定ということではないのですが、今の現状としては、こういう形で案をあげているということをご説明させていただければと思います。

まず、新たな制度が実施されるに伴いまして、標準時間認定と短時間認定、短時間は8時間、標準時間は11時間、継続していただいている方については、11時間を選択していただくことも可能です。8時間と11時間というのは、お支払していただく保育料に少しだけ差があります。

8時間は、公立の場合、8時半から4時半まで、朝の8時半から夕方の4時半までを基本的な保育時間というふうに定めています。

標準時間の保育時間は今まで通り7時半から夕方の6時半までという11時間が基本的な保育時間となります。

これは必ず保育がずっと実施されるかというところではなくて、保護者の方の就労状況に応じた保育になりますので、11時間が保障されているとか、8時間が保障されているとかということではないんです。

ですので、今までですと、例えば育休の方ですとか求職活動の方ですと4時までにお迎えに来てくださいますというようにお願いをさせていただいていたと思うんですけど、またそういう形でお願いすることになると思いますのでよろしくお願ひします。

それとその延長保育の考え方なんですけど、8時間を超える場合には法的にも延長保育ということになります。というのは8時半から4時半というそれ以外の部分ですが、朝の7時に開所しますから7時から8時半までは短時間の方は延長保育です。後ろの4時半から7時まで延長保育という形になるんですけども、皆さんご存知の方もいらっしゃるでしょうし、ちょっと周知期間も必要と考えておりますので、今のところ公立保育所については、1年間延長保育のその部分については保育料をいただかないということで条例提案をしているところです。

11時間超えた方については前30分、後ろ30分というのはこれまでどおり延長保育料をいただくというような流れになっております。

法の施行が利用者の方にとって不利益にならないようにというのが、法のそもそもの趣旨ですので、そういうところで少し緩和措置を設けて、ただ法が徴収してもいいということになっておりますの

で、周知期間も含めまして1年間徴収しないということにさせていただきます。

公立に準じた形で、法人さんの方にはお願いをさせていただければと考えておまして、また法人さんの方に考えていただいているのが、今の前の30分というのをなくしてしまって、後ろ1時間、6時から7時までを延長保育として決めますけれども、後ろは今まで通り6時半から7時までを延長保育の時間としていただけるようなご検討をさせていただいているということですのでよろしいでしょうか。

(法人) はい。

(市) だから、前がなくなるということになる可能性があるということですので、ご検討いただいているところですので、もうそれでほぼ確定ですかね。

(法人) そうですね。次回の三者協議会で正式に。

(市) 3月の時にまた、そういう形で皆様にご報告、ご提案をさせていただいてご了承いただければと考えていますので、ただ今までは基本的には変わらない、かつ今まで前で延長保育利用されていた方は延長保育料がなくなって、6時半から徴収されていた部分がそのまま継続されるという形になって、その辺でご了承いただければなと考えています。

(法人) 今、延長保育がなくなると言われましたが、正確には、延長保育の料金の徴収がなくなるということです。

(市) そうです。7時からの開所は変わりませんので、法人さんのご配慮で朝の30分の延長保育料は徴収せずに、後ろに1時間としながらも、今まで通りの6時半から7時までの延長保育料の徴収ということでご検討いただいているという状況です。以上です。

(市) よろしいでしょうか。他に何かありませんか。

(保護者) 今の件で、ちょっと理解できてなくて申し訳ないのですが、短時間の方と標準時間の方で保育料に少し差が出るとおっしゃっていたと思うのですが、延長保育の徴収に関しては、短時間は減った分というのは徴収しないということであれば、実質はそっちの方が値段的には安いのではないですか。どういう状況になるのでしょうか。

(市) 階層区分にもよるのですが、今までどおり所得に応じた形での保育料のお支払いになるのですが、最大で短時間と標準時間で2,900円くらい、国の基準の75%にしているのですが、茨木市の保育料というのは、それで基準額表を見ると最大で2,900円くらいの差が出てくるかと思います。まず保育時間の認定というのは保護者の方の就労状

況に応じて認定をさせていただきますので、実際に通勤時間も含めてなんですけども、8時間を超えられる方については標準時間認定という通知を出させていただくこととなります。8時間以内就労で、しかも通園、通勤時間等も含めての8時間以内でお迎えに来れる方については短時間認定をさせていただくということで、今継続されている方については、短時間でも標準時間認定を選択することができるというふうなことになっていて、基本的には保護者の就労の状況に応じた形で保育認定をさせていただくというのが原則になっていて、確かに短時間の場合ですと少し100円から2,900円までくらいになると思います。今の現状、予定では、それぐらいの差になってくるかなと思います。そんなに大きくは変わらないというふうな状況です、お答えになってましたでしょうか。大丈夫ですか。

( 市 ) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で、本日の案件は、全て終了いたしました。

次回は3月28日(土)の開催予定となっております。

また、後日、保護者の方には、案件等の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それが決まりましたら、あらためてご案内の方も正式にさせていただきたいと思っております。

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

これにて三者協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。